

広島県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、庄原市選挙管理委員会、北広島町選挙管理委員会及び安芸太田町選挙管理委員会から報告があつた。

平成十九年八月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
庄原市隣保館	庄原市西本町四丁目五番七号	平成一九年四月一日
庄原市貝の平集会所	庄原市濁川町九二番地	平成一九年四月一日
庄原市貝六集会所	庄原市高町一四二九番地一	平成一九年四月一日
庄原市笹淵集会所	庄原市門田町七四九番地四	平成一九年四月一日
庄原市石丸老人集会所	庄原市東本町二丁目一三番一五号	平成一九年四月一日
庄原市板橋西老人集会所	庄原市板橋町三二二番地二	平成一九年四月一日
庄原市本村老人集会所	庄原市本村町五七七番地一	平成一九年四月一日
庄原市須川老人集会所	庄原市川北町三〇二〇番地三	平成一九年四月一日
庄原市殿河内老人集会所	庄原市実留町二〇五七番地九	平成一九年四月一日
庄原市北後迫老人集会所	庄原市上原町九九番地一	平成一九年四月一日
庄原市川手老人集会所	庄原市川手町五一四番地	平成一九年四月一日
庄原市峰田老人集会所	庄原市水越町八五九番地一	平成一九年四月一日
庄原市後水越老人集会所	庄原市水越町八五九番地一	平成一九年四月一日
庄原市矢の原老人集会所	庄原市川北町一二四八番地二	平成一九年四月一日
奥中原集落センター	山県郡北広島町奥中原字岡田二四八番地一	平成一九年四月一日
戸河内二郷生活改善センター	山県郡安芸太田町大字猪山九三二番地	平成一九年四月三〇日